

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に係る「初回加算」および「委託連携加算」の算定について

※令和4年12月分から適用とします。

※厚生労働省から、解釈通知が出た場合は、当該通知に基づき変更が生じる場合がありますので御注意ください。

介護予防ケアマネジメント費の初回加算について 〈算定要件〉 ・過去2ヶ月以上、介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合で、介護予防サービス支援計画書を作成した場合。	
委託連携加算について 地域包括支援センターが委託する利用者のケアプランについて委託時における居宅介護支援事業所との適切な情報連携等を評価する加算。 利用者1人につき1回、当該委託を開始した日に属する月に算定可能。 〈算定要件〉 ・契約書を取り交わし、委託を開始すること。 ・委託先へ利用者に係る必要な情報を提供すること。	

初回加算・委託連携加算 Q A

	想定されるパターン		初回加算		委託連携加算
1	初めて認定を受け、要支援が出た。担当が地域包括支援センターではなく委託でA居宅介護支援事業所になった。	○	算定可能。地域包括支援センターとの契約が必要。	○	情報提供等で地域包括支援センターと連携をしているため。
2	要介護でA居宅介護支援事業所が担当をしていたが、更新で要支援になった。A居宅介護支援事業所が委託を受けて引き続き担当をする。	○	算定可能。地域包括支援センターとの契約が必要。	○	地域包括支援センターと新たに契約を結び、情報提供や担当者会議の出席などの連携をしているため。
3	5月まで地域包括支援センターで担当していた利用者が6月からA居宅介護支援事業所へ委託することになった。	×	利用が2か月空いていないため。	○	情報提供等で地域包括支援センターと適切に連携をしていれば算定可能。ただし、ケアマネジャーを変更する場合は、変更についてその理由を説明できるよう記録等を行い、常に変更が適切であるか検討すること。
4	地域包括支援センターからA居宅介護支援事業所へ委託していたが、B居宅介護支援事業所へ変更となった。	×	利用が2か月空いていないため。	○	1つの委託について適切に連携が行われているのであれば、委託先の居宅介護支援事業所を変更するたびに算定は可能である。ただし、委託先の居宅介護支援事業所を変更する場合は、変更についてその理由を説明できるよう記録等を行い、常に変更が適切であるか検討すること。
5	5月までB居宅介護支援事業所に委託をしていたが、「やっぱり前の居宅介護支援事業所がいい」となり、6月からはA居宅介護支援事業所へ戻った。	×	利用が2か月空いていないため。	○	情報連携等が適切に行われている場合は、算定可能。
6	A居宅介護支援事業所の運営している法人がかわり、事業所番号が変更になり、C居宅介護支援事業所となった。	×	利用が2か月空いていないため。	×	事業所番号が変更になっても、居宅介護支援事業所自体は利用者のことを知っており、包括から情報提供が必要ないため。 ※ただし、改めて情報提供やケアプラン等の一連の流れを行っている場合は算定可能のため相談してください。
7	廿日市市内で転居し、管轄の地域包括支援センターが変更になった場合。	○	地域包括支援センター自体が変更のため。	○	情報提供等で地域包括支援センターと連携をしているため。
8	介護予防支援（要支援）から介護予防ケアマネジメント（事業対象者）。または、介護予防ケアマネジメント（事業対象者）から介護予防支援（要支援）になった。	×		×	
9	初めて要支援になった際に、A居宅介護支援事業所が当該加算を算定した後、利用者が要介護となり、その後再び要支援になり改めてA居宅介護支援事業所が委託で担当する。	○	算定可能。地域包括支援センターとの契約が必要。	○	要介護の際に利用していた居宅介護支援事業所を、引き続き委託先の居宅介護支援事業所にする場合であっても情報提供等で地域包括支援センターと適切に連携をしていれば算定可能。